

第9回農業ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年1月30日（月）13:29～14:55

2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、大田弘子（議長）、野坂美穂、長谷川幸洋

（専門委員）齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり、渡邊美衡

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、

福島規制改革推進室次長、佐脇参事官

（政府）務台内閣府大臣政務官

（農林水産省）山口総括審議官、大角大臣官房審議官（兼食料産業局）、枝元生産局長

4. 議題：

（開会）

1. 農業分野における規制改革について

2. 産業競争力強化支援法案（仮称）等の骨子について

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 それでは、これより第9回「農業ワーキング・グループ」を始めます。

本日は所用により飯田座長代理、林委員が御欠席です。

また、大田議長に御出席いただいております。

本日は、務台大臣政務官に御出席をいただいております。

それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたします。

○金丸座長 皆様久しぶりの会議でございます。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議題1でございますが、農業分野における規制改革についてでございます。

農業分野の規制改革につきましては、前身の規制改革会議においてさまざまな改革事項が提案され、政府においてはこれを閣議決定である規制改革実施計画に位置づけ、実行されております。

本農業ワーキングは、昨年9月より新たに任命された方々も含めまして、新体制によって検討を進めてきておりますが、昨年中は主として秋までに結論を得る必要のあった生産資材、流通加工構造改革、生乳生産流通構造改革に集中して運営してまいりました。そこで本年最初のワーキングとなる今回は、これまでの改革の取組につきまして改めて皆様とともに確認するとともに、これらのフォローアップの仕方や、その他、皆様方が問題意識をお持ちになれている農業分野の課題等につきまして、意見交換を行いたいと思います。

それでは、資料1に基づきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○佐脇参事官 ありがとうございます。

お手元に資料1を御用意いただけますでしょうか。今ほど金丸座長から御紹介がございましたとおり、前身の規制改革会議以降、農業分野の改革事項をるる議論し、実現されてまいりました。それにつきまして規制改革実施計画で決定された事項の状況につきまして、資料1に整理いたしましたものを御説明いたします。

農業ワーキング・グループは前体制では25年9月からのスタートでございまして、前体制では4期答申をまとめておりますが、第2期以降の3度の答申ということになります。その答申の直後に規制改革実施計画という形で閣議決定しているものでございます。

まず資料1の表紙でございまして、大きく4つの項目がございまして、農地中間管理機構の機能強化、農協法等の一部改正、ここに多くの改革事項が含まれる形になってございます。それから、昨年秋に議論いたしました牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革、そして生産資材流通構造の改革となっております。

おめくりいただきまして、まず第1でございまして、農地中間管理機構の機能強化でございまして。なお、この資料のフォーマットは、以後全てこの形式でそろえておりまして、事項名、規制改革の内容、実施時期などの項目は、規制改革実施計画における記載の方式として前体制の下で採用されてきたものをそのまま持ってきたものでございます。

また、実施状況でございまして、これまでの実施内容の欄に書かれておりますものは、基本的には昨年3月の時点で所管省庁からフォローアップに関する報告があった事項をそのまま記載してございます。ただ、時点が若干古うございまして、事務局で把握できる限りにおいては※の注釈においてアップデートを若干でございまして、しているものでございます。

なお、右側の「今後の主要フォローアップ事項」は、もとよりフォローアップは重要なものから順次個別に本ワーキング・グループにおいて御審査いただくべきものでございまして、フォローアップのやり方を含め、本日議論していただくための、便宜上のメモとして事務局が書いたものとなっております。

まず農地中間管理機構でございまして、1にNO.1、No.2とありますが、関連する立法措置も含めた施策の実施ということにつきまして取りまとめたものでございまして、規制改革の内容と書いております幾つかの項目につきまして、2以降で具体的な措置内容が記載してございます。

なお、実施時期に措置済となっておりますのが、26年6月の実施計画を取りまとめる前に、既に25年12月13日付で農地中間管理事業の推進に関する法律が成立してございます。したがって、この期は措置済としつつ、その執行状況について確認し、具体的な実現を求めてきたということになっておりまして、「これまでの実施内容」の欄にありますとおり、26年11月時点で全都道府県に機構が設立され、実績を積み重ねてきておられるということでございます。

例年5月に実績の取りまとめの公表をなされているようでございまして、例年と申しましても2カ年度やっているだけでございますが、27年度の実績が昨年28年5月に公表されておりまして、その後の状況につきまして今後、項目ごとの推移をフォローアップで聴取していくのだろうと思います。

2以下はその具体的な項目でございます。2は実績のランクづけと公表。

ページをめくっていただきまして、3でございますけれども、中間管理機構の体制の改善ということで、右側、「これまでの実施内容」にありますとおり、機構の意識改革と役員体制の改善、コーディネートを担う担当者の増員、地域の担い手との話し合いの推進等々の実効的に中間管理機構、管理事業が展開されるような措置を講じていくことになっております。

4-1、4-2はまさしく中間管理機構の狙いでございますけれども、農地の集積・集約化、担い手への集中ということを進める観点から、優良事例の取りまとめ、公表、その地、掘り起こしのためのさまざまな調査事業などがなされてございまして、優良事例などはホームページでわかりやすく公表されていることを確認してございます。

5の農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化でございますけれども、これにつきましてどのようなメカニズムでしっかりとさらに集積・集約化を進めていくかという観点から、実績を踏まえつつ、調査検討を行っていくことになってございます。

ページをめくっていただきまして、同じく農地の集約化等々の議論を続けてまいります。6は遊休農地等に係る課税の強化・軽減等ということで、規制改革の内容にありますとおり、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ、ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討することになってございますが、「これまでの実施内容」の欄にございますとおり、地方税法の改正が終えられ、昨年4月1日付で施行されておりますけれども、インセンティブ、ディスインセンティブの具体的な形ができ上がっているということでございます。

7、8は転用利益の地域の農業への還元でございまして、当時の答申、実施計画に書いてございますとおり、農地流動化の阻害要因としての転用期待というものを、どのように農地の集約化等々を進める観点からコントロールしていくかということで、昨年来、「これまでの実施内容」にありますとおり、農水省のほうで農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会が開催されております。28年6月に論点が整理され、その後、年度内の中間取りまとめに向け議論を終結させるべく、進められていると聞いてございますので、そのあたりの状況をこちらのワーキング・グループにおいても聴取する必要があるだろうと事務局としては思っております。

以上が農地中間管理機構、管理事業、農地の集約化等々に関する項目でございまして、4ページ、項目の2つ目でございますが、めくっていただきますと農協法等の一部改正に基づく諸改革の確実な実施でございまして、この法律は農協法等々でございますとおり、農協法のみではございまして、具体的には農業委員会等に関する法律の改正によって農

業委員会のあり方に関する改革、それから、農地法の改正によりまして農業生産法人の要件についての改革というものをあわせて行われてございます。農地中間管理機構の創設を受けた次のステップといたしまして、当時の答申などには農業委員会改革、それから、生産法人改革、そして農業協同組合のあり方という3つをセットとして断行していくということで、この大きな法改正というものが位置づけられているわけでございます。

まず2（1）農業委員会でございますが、農業委員会のガバナンスと申しますか、委員の選挙・選任方法を見直し、いわゆる利害関係から一定の距離を置いた形で委員会事務を展開するための方策として、委員の構成についての改革が提言され、先ほど述べました法律によって所要の改正がなされました。

それから、農業委員会の事務局の強化ということで、しかるべき能力のある方々が、この事業に取り組みられるよう措置するというところでございます。

ページをめくっていただきまして3、4、5とございますけれども、農地の利用最適化推進委員の新設ということで、担い手への集積・集約化が加速されるような形でのメンバーシップの見直し、それから、農地に関連します県、全国単位の階層的な組織体でございます農業会議、農業会議所のありようを、新しい農業委員会のあり方に即した形で機能を再定義し、位置づけたということが4でございます。

続きまして、遊休農地対策でございまして、遊休農地対策における農業委員会の主導的な役割というものが発揮できるよう、また、新たに設立されました農地中間管理機構との関係のスムーズな連携が担えるよう、所要の措置が講じられております。

6ページ、農業委員会の情報公開、農地関係の情報公開システムの機能向上ということで、透明性の確保あるいは必要な人に必要な情報をいかに届けるかという観点からの改革がなされたわけでございます。

以上が農業委員会の関連でございまして、ページをめくっていただきますと、次に農業協同組合法に関連する改革事項でございまして、これは御承知のとおり、目下農協のさまざまな団体におきまして、改革が進捗している最中と理解しております。

8は中央会制度からの新たな制度への移行ということで、中央会制度の廃止等を内容とする法律が施行されてございます。

9でございますけれども、全農等の事業・組織の見直しということで、さまざまな取り組みができるような器の改革が行われたということでございます。

同じく10でございますけれども、これも各農協において自己改革中ということかと思っておりますけれども、信用事業のあり方、農林中金の代理店方式へ移行、それに見合った手数料の水準の提示、そのほか単協がさまざまな組合員に対する還元のための活動に重点を置くということでございまして、農産物の有利販売に資する買い取り販売の推進、その他、既に昨年秋も議論されておりますけれども、このような幾つかの単協において望まれる取り組み内容について取りまとめたものになってございます。

11は理事会の見直しということで、「これまでの実施内容」に書いてございますが、理

事の過半が認定農業者や農畜産物の販売、法人の経営等に関し、実践的な能力を有する者でなければいけないということ、その他についての要件が法令に基づくものとして規定されているわけでございます。

ページをめくっていただきますと12でございます。これにつきましては農協・連合会組織がこれまで担ってきたさまざまな事業に関し、既に世の中にあるその機能にマッチした法人形態に必要があれば転換することで、より農協のミッションを果たしやすい組織形態に移れるための弾力化措置というものが法的に手当されているものでございまして、具体的には、実施内容の欄に書いてあるとおりです。

13は組合員のあり方ということで、規制内容にありますとおり、農協の農業者の共同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方法で検討するというところで、実態調査その他の取組が農水省で行われているとしてございます。

14でございますけれども、他団体とのイコルフットィングということで、行政ツールとして農協を安易に使わないよう徹底するということは、裏を返せば農協を経由することでしか政策的な恩典が得られないわけではないということにもなるかと思っておりますけれども、イコルフットィングのためのルールづけということがされているわけございまして、実施内容にありますような指針の改定という形で周知されてございます。

ページめくりまして農協の最後の項目でございますけれども、農業協同組合改革の確実な実施ということで、しかるべき改革集中推進期間において、これまで述べてきましたような取組が自主的に行われることを期待しているということでございます。農協改革推進期間についての考え方については、フォローアップ事項の右端にありますように、今、御説明したことからも明らかなおおり、26年6月からの5年間ということで進んでいると承知してございます。

(3)でございますけれども、農地所有適格法人の要件緩和ということで、一定の緩和が進められたわけでございますが、その後の議論につきましては5年後の見直しに合わせて措置をするという整理になっている旨、ここに記載してございます。

以上が2つ目の項目でございますが、残り3つ目、4つ目につきましては、既に秋に相当程度ワーキングにおきまして御議論をいただきましたので、詳細は割愛させていただきますが、指定生乳生産者団体制度のあり方、バター不足への対応という文脈での国家貿易の運用の仕方、情報提供の仕方、その他。

4でございますが、最後のページでございますけれども、生産資材価格形成の仕組みの見直し等々ということで、さまざまな措置が打たれてきているということでございます。これらにつきましては28年度における当農業ワーキング・グループにおける活動ということで、そのあたりの成果あるいは年度末に向けた本件に関する進捗状況を見ながら、どのような形で答申その他に対応するかということについては、この場で御議論をいただく事項と承知してございます。

以上、事務局からの説明を終わります。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

こうやって改めて振り返りますと、いろいろなことをやってきたなと思ったのですが、ただ、いずれも法改正はしたものの、その後の進捗とかいろいろなフォローアップは今後していけないといけないと思うのですけれども、本間先生いかがですか。御意見とか御質問とか。

○本間専門委員 いろいろ思い出しながら、まさに振り返っていたところですけども、細かい話で恐縮なのですが、農地情報公開システムがどのように、どれぐらい利用があって、いいものになっているかというところが気になっていまして、そこを事務局でもう一回確認して、利用状況、実態等について後日、資料をいただければありがたいなという気がしております。

○金丸座長 了解いたしました。途中まではIT戦略本部とこのワーキングと両方で、いわゆる農地ナビと言われるものを操作してみて、使い勝手の改善等をお願いしたのですが、その後、リリースされて利用状況がどうなっているかは今、本間専門委員がおっしゃられたとおり、今後チェックしていく必要があると思います。ありがとうございます。

長く一緒にやってまいった渡邊専門委員、何かありますか。

○渡邊専門委員 今、本間専門委員からお話のあった農地の情報システムなのですけれども、例えば農業競争力強化プログラムなどで、今あるデータを例えばベンチャー企業がほかのいろいろなデータと一緒にしながら、より農家の方にとって使いやすいデータとして提供するとか、要するにあれがそのまま使われるのではなくて、データとしてさらに加工されて新しいベンチャーが起きるとか、そういうことも十分に考えられると思いますので、利用状況と同時に、まず正確なデータがきちんと入っているのか、そういうところが確保されていくことも大変大事なかなと思って発言を伺っておりました。

○金丸座長 ありがとうございます。

農地ナビとか齋藤専門委員は使われたことございますか。

○齋藤専門委員 自分のものが気になりましてクリックして、しっかりずっと自分のものが出るので、今後また隣の人がどのようなぐあいになっているか、調整しながら集約するときにはとてもいいツールになると思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

藤田専門委員もお使いになったことはございますでしょうか。

○藤田専門委員 うちの地区が一番流動化が進んでいないところで、非常にかたいままでですけども、この1、2年で相当変わるのだろうなというのがとてもあります。

○金丸座長 ありがとうございます。

三森さんはいかがですか。

○三森専門委員 私たちのところは果樹なので、なかなかこれを上手に先ほど言われるよ

うに使っていくには、少し時間はかかるかもしれませんが、やはりしっかりしたシステムにしていただければ、今後とても使いやすいシステムになるのではないかと期待と希望をしております。

○金丸座長 ありがとうございます。これはぜひこのワーキングで改めて取り上げたいと思います。

ほかに御意見、御質問はありますか。

○務台大臣政務官 農業改革の議論が私も政治家なので地元に行くとやはりすごく議論になっていまして、この間も農業委員会の皆さんと意見交換をしたのですが、例えば農業委員会についても仕組みの提案の趣旨はすごくみんなよくわかっているのですが、実際に現場に行くとなかなか大変なのです。例えば農業委員会の過半は認定農業者から選ぶことになっているのですが、実際に認定農業者の人は数がまだ少ない。それから、立派な人は結構農協の理事でとられてしまって、認定農業者は忙しいので、しょっちゅう会議に出るなんて言ったら出られない。この要件を満たせないのが大変だと大きな騒ぎになっているとか、現場ではこの仕組みの理念との乖離が相当あるなという感じがして、この仕組みに合わせるために現場がむしろ変な心配をしなければいけない。農業に前向きに立ち向かえないみたいな議論にまでなっているの、そこら辺は理念の崇高さと現実のマッチングというものをしっかり見ていかないといけないと改めて感じましたので、先生方の御議論と現場の感覚にずれがないように、ちゃんとモニタリングをして、必要に応じて制度の運用は弾力化するようにしないと、杓子定規になることが一番不幸かなと改めて思ったので、余計なことですが、申し上げさせていただきました。

○金丸座長 ありがとうございます。

これは法案を成立する前もその御意見があり、地域ごとに認定農業者のばらつきがあることを踏まえた上で、何か特例みたいなものを設けたのではなかったですか。

○佐脇参事官 はい、そのとおりでございますけれども、その後の実態の運用状況などはまだ把握しておりませんので、1つの論点になろうかと思います。

○金丸座長 農業委員会のフォローアップは、これまでこのワーキングで余りやっていないので、先ほどの農地ナビとともにやらなければいけないテーマでしょうね。

どうぞ。

○藤田専門委員 新潟は逆にすごい数の認定農業者がいて、新潟県で1万人を超えているわけです。そうなるとはっきり言えば幾らでもいる状況の中で、非常に温度差があるのかなと今のお話を聞いて思いました。

○金丸座長 ありがとうございます。

それ以外はいかがでしょう。農地中間管理機構でありますとか、あるいは農協の改革とか。

○藤田専門委員 農協改革に関して今まで新潟の例えば元経済連、全農新潟という地元の人などが改革に関してどのような感じなのか聞く機会が結構ありまして、この前、ヒアリ

ングした全農の専務とかの話と、やはり差がありますね。要するにちゃんと伝わっているのかなという不安があって、いろいろな質問をしますと、究極的には本部に聞いてくれという状況ですし、そう簡単に変わりそうにないなというのを非常に不安に思ったといえますか、この次のどのようなフォローアップをしていく中で、本当に抜本的なものについて私は提案したいなと思っています。

○金丸座長 ありがとうございます。それは今後、相談させていただきたいと思います。

ここに今日取り上げていないようなテーマでも日ごろ感じていらっしゃる課題なり、あるいは問題提起なり、御意見なりあればお願いしたいと思います。

○三森専門委員 先ほどの務台政務官のおっしゃられるところに私も共通するのですけれども、改革しやすいものとか、例えば米の方たちは農地中間管理機構というものを非常に上手に使っていけると思うのです。一方、私たちの果樹ですとか、務台政務官のところもそうだと思うのですけれども、そういったところというのは非常に難しい。傾斜がございまして、そういったところを同じようなもので1つのくりではなくて、やはり先ほど言うように大きなくくりで見えていただいて、例えば国のほうで今度これに基づいて耕作放棄地の対策が出ております。そういったところで例えば10ヘクタールとか面積が出てくるのですけれども、それに該当しない地域がたくさんあると思うのです。そういったところにも深く入れていただいて、例えばこういう地域はこうだとかいう同じ尺度ではからないということも、ぜひこのところで御議論していただければと思っています。

○金丸座長 それぞれの地域の特色があるということでしょうか。ありがとうございます。

齋藤さん、何かありますか。農業全般にお詳しいお立場として。

○齋藤専門委員 全然これに関係ないのですけれども、どう考えてもこれから規模がどんどん大きくなって、若い経営者があられて、今の農地中間管理機構を用いた規模拡大とかなっていくわけですが、金融がついてきていないような気がするのです。その1つが、銀行の金融は、銀行は農家には貸せませんと。問題が保証協会なのです。うちは一般会社を持っているし、それは保証協会付で運転資金の調達はできます。農業生産法人を2つ持っていますけれども、今度こちらは一般の銀行から借りるのは全部プロパーのもので今やっています。これは農業信用基金のほうでJAバンクを利用しての保証をつけているので、信用保証協会の保証はつけられないではないですか。ということで今、銀行が一生懸命新しいユーザーとしての農業への融資ということで頑張ってお出してくれましても、そのほとんどのリスクは銀行がかぶって、保証協会が使えないと思うのです。

これから50ヘクタール、100ヘクタールの農場がどんどん出てくるにつれ、スーパーL資金という便利なハードを取得するためには資金調達はありますけれども、運転資金を調達するのは全然ないのです。ということで、何か保証の仕組みがうまくいって、一般の銀行のところから農業者が運転資金を調達することができるようにならないと、なかなか現実話、規模拡大というのは実現しても成果が出るような姿にはならないのではないかと心配があると思います。

うちは本当に生意気やりながらこれまで来たおかげで、銀行からも保証なしで何億という資金調達、3億ぐらい借りるのですけれども、それは全然自由に借りられますが、一般の人が3億銀行から調達しようなんて思っても無理だと思うのです。だから何かその辺の保証の仕組みをうまく改善することによって、銀行のお金も農業界に取り組みやすくしてくれれば、これから若い人たちが規模拡大しても、運転資金という面ではすごい力になるのだらうと思って発言させてもらいました。

○金丸座長 ありがとうございます。

今、齋藤専門委員のところはJAバンクも御活用されて、一般の銀行も両方活用されているのですか。

○齋藤専門委員 実はこの間から中金から直接借りましたけれども、農協系はゼロです。全部銀行からで。

○金丸座長 その銀行は、齋藤さんのところの事業性をちゃんと評価して融資をしているということですか。

○齋藤専門委員 だと思います。特に担保も農地ということなので、担保は出せませんので、事業性評価に尽きると思います。

○金丸座長 なるほど。

事務局から何かありますか。保証協会の話は前の規制改革会議で一度何か話題になりましたね。

○本間専門委員 中小企業の信用保証制度とか。

○金丸座長 わかりますか。

○佐脇参事官 一応、中小企業金融と農業金融という仕切りがあります。

○刀禰次長 またそのあたりは現状を調べて、整理した上でまたいろいろな農業金融を取り巻く関係にかぶっておりますので。

○大田議長 むしろJAバンクが絡まないと使えないという、そちらのほうがおかしいと思います。

○金丸座長 研究して、検討テーマにするかどうか考えさせていただきたいと思います。

藤田専門委員、お願いします。

○藤田専門委員 2点ほどなのですけれども、まず1点が国際競争力とか言っている中で、今、農地集積と機械、肥料・農薬については話をされていますけれども、ほかに私が問題というか、障壁だなと思っているのは、建物の確認申請等が世界的に見て日本は非常に厳しい。同じ条件でやられているというのが1つ。

あと、車の車検もすごい密度でやっている。きっと普通ちょっと大きな会社なら10台ぐらい車を持つわけですけれども、そういうのも全て車検がかかっているとか、軽油は免税措置がありますが、軽油の値段、電気。

それから、固定資産です。農業用機械も固定資産がかかっているわけですけれども、一番私が問題だと思っているのは農業用地です。農業用施設用地です。これは今、1.4%で税

金がとられるわけですけれども、海外でも取られているのですが、問題なのは資産価値としての評価額が高いということなのです。これは宅地並み課税ということで、平成14年政令で農業用施設に関しては緩和しろということが出されていますが、非常に曖昧な形です。実際は埋め立てた分だけ土地の価値が上がるということで、その分を評価するという形になっていますけれども、新潟の場合、私のところでは例えば宅地並み課税だと10aでやりますけれども、大体900万円。それを農業用施設用地だと600万ぐらいの評価です。埋め立てる前の田んぼだと約10万円です。そうすると固定資産税は10万円だと1,240円です。600万だと8万4,000円、900万だと12万6,000円です。確実にここで競争がすごくできるのかなという不安があります。

少し面積があれば1ヘクタールぐらいの農業施設用地を持ちます。そうすると年間で84万円の固定資産税を払うという形ですけれども、これが世界的に見てどうかとかいう面で言うと、幾つかが競争していこうというときにコストが日本の場合多いのだとしたならば、それは関税で守るのか、もっと安くできるのか、そのことが必要なのではないかと思うのが1点。

もう一つ、全く違う話になるのですが、ドローンですが、これは非常に画期的な可能性を持っていると思っていますし、なると思います。この1、2年の衛星のあれでドローンが自動で全てができるようになっていこう。それが肥料の追肥までやり出したときには、非常に効率が上がるのだと思う。それに関して電波法とかそういうことをどう規制緩和でできるのか。これはとてもこれから大事なことだと思っています。できれば本当に農業用として何とか道を開いてもらって、ある程度大型になる必要があるのか、そういうときにそういうものができたらなというのが期待です。

○金丸座長 ありがとうございます。それも検討課題とさせていただきます。

野坂委員、何かございますか。感想でも意見でも、何でも結構でございます。

○野坂委員 この場で申し上げることではないかもしれないのですが、ホットラインを担当させていただいているというところで一言述べさせていただきますと、農業分野に関する提案件数が非常に少ないなと感じておりまして、ほかの分野と比べて極めて少ないのが現状としてあります。直近のもので例えばですが、農地所有権の譲渡の自由化や農地所有権適格法人に対する出資規制の緩和、そして砂糖、でんぷんの価格調整制度見直しなどが提案事項として挙がっていたのですが、いずれもその回答結果というのは対応不可ということでありまして。

今後もそういった対応不可となったものでも、現場の現状と照らし合わせて取り上げる事項と御判断いただきましたら、ぜひ取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。

対応不可というのは農水省に聞いた回答ですよね。当会議の方針ではまだないですね。

○佐脇参事官 ホットラインにつきましては、本日御欠席でありますけれども、座長代理

の飯田委員に農業ワーキングの代表として出ていただいて御議論いただいておりますが、私どももまたこのワーキング・グループにどのような案件についてどういう回答しているか御報告の上、委員の皆様方で今後の対応について御意見いただければと思います。

○金丸座長 ですから取り上げるべき価値があるかどうかという、我々の議論はまた独立して議論したいと思います。

○野坂委員 はい、お願いします。

○三森専門委員 もう一ついいですか。

○金丸座長 三森専門委員、どうぞ。

○三森専門委員 済みません、そもそも論をお伝えしたいと思うのですが、これから日本の農業は土地と人だと思えます。この人の部分で1点、私は今、日本農業法人協会、法人になっているのですが、これから日本の国は法人を目指せと農水省もおっしゃってはおります。

ここの中でとても疑問なのは、農業生産法人というものは1社が1認定農業者という形になっておりますので、法人というものは会社でありまして、私たちが多分ここにいる農業者とはいえ社員です。社長であったり社員なのです。この会社の中には実は若手、10代から60代、70代までの社員がおります。日本の農業はだめだ、だめだとおっしゃられるのですが、実は日本の法人に勤めている農業者を見ていただくと、かなり若手から入っているのは事実でございます。

ここの中で私も実は国に物は言ったのですが、いつもその前から言っているのですが、この法人に勤めている社員、誰でもいいわけではないのですが、彼らも会社員ではなく農業者、農業を目指して社員になっていきますので、こういうふうな方々になって、また、例えばビジョンですとかそういったものもあれば、よく日本の農業の中では3社とか5社が一緒にならなければならない、認定者が5人いなければならないということが1つの大きな法人であれば、例えば社員がきちんと全部でいいわけではないのですが、案件を要している方たちがその中の社員にいたとしたら、その1つの法人でもきちんとそのものができるという考え方もできるのではないかと。

あとは全体的に日本の農業の年代が今は70代と言われるものが、かなり法人の人たちをきちんと数えていくと、若くなってくるはずだと思っているのです。こういったことも現状であるので、ここのところは結構グレー化しているので、こういったところもきちんと日本の農業の現実を見つめていただくことも必要ではないかと思っております。

○金丸座長 今のお話はその方々は今、農業者に扱われていないということですか。

○三森専門委員 認定農業者には先ほど申しますように1法人は1認定者なので、私たちが会社員です。

○金丸座長 藤田さん、解説してもらえますか。

○藤田専門委員 要するに会社というのは個人ですね。だから1個です。だから会社が代表してやるというのはそうですし、今、言った3件とか5件とかいうものがありましたね。

それというのは例えば国の補助金をもらうというときには、3社が集まらないとだめだよというのがありますね。そういう面では1法人ではできない。ただ、私は1法人の中でも、出資をする仕組みとかで法人化するとか何かあるのかなという気がします。そこらに関しては。

ただ、もう一つは今の農業年齢がすごく上がっているという中に、今、言った20代、30代の人の平均はきっと入っていないのではないかとありますよね。きっと1農家になっているのかなという感じがしますけれども、そこは私もグレーゾーンではないのかなと思っています。

○金丸座長 答えありますか。

○刀禰次長 今回の点も調べてみないとわかりませんが、お話のあった中だと2つ論点があるとすれば、共同利用等の補助金等については、恐らく理念的には日本の場合、個別の方への資産になるようなものの補助は非常に制限があるので、共同で利用するものであればという理屈でそこを乗り越えてきている。そのときにあくまでも経営主体単位ではあるので、なかなか今のところだと法人は1つにカウントされているということだろうと思うのですが、そういうところで何かそこを破るような考え方があるのかどうかというのが1つだろうと思います。

それから、農業従事者の年齢等について、農業法人の社員の方がどうカウントされているのか。これは確認をしてみたいと思います。

○大田議長 今、「生産法人で働く人は会社員ではなくて農業者」というご発言があって思い出したのですが、前回の規制改革会議の雇用ワーキングで、農業で働いている人は、労基法の適用除外になっているので最低賃金が守られていないケースがあるということが議論になりました。農業というのは昼間空いている時間もあるけれども、夜中も行かなければいけなかったりして、そもそも労働時間をカウントできない、と。さはさりながら、やはり最低賃金があり、つまり労働基準が守られて、そこで結婚もでき、子供を産み育てられるという働く者としての条件は整備されなければいけないのだろうと思います。前の会議ではそこまで議論する余裕がなかったのですけれども、重要なテーマかなと思います。生産法人は小さいところもありますから、できるところからでもそういう労働条件を整備していくことが必要なのではないかと思います。

○佐脇参事官 事務局におきまして、今のお話を含めて少し実態の把握をしたいと思いますし、特に農業者ということ的前提にいろいろな施策の有利、不利あるいは制度の仕組みというものが構築されていて、気づかないところがあるようでしたら農業をめぐる担い手の現状に照らし、時代にそぐわなくなっていく可能性はありますので、そのあたりについては実態の把握から勉強してみたいと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。 どうぞ。

○刀禰次長 今、幾つか新しい観点のお話も含めていただきましたので、事務方で整理い

たしますし、その際、今期は一応5月なり6月ごろに答申を出して、また閣議決定していかなければいけませんので、今期の答申に間に合わせられるものと、むしろ次の期の課題にしていくものということも、先生方と御相談をしながら整理をしていく必要があると考えています。

○金丸座長 ありがとうございます。

○務台大臣政務官 長野県で川上村というところはレタスがすごい生産で、レタス農家の去年の平均収入が4,000万円とかで物すごい。そのレタスが東南アジアでもすごく人気があって、東南アジアでコンビニとセットで向こうで生産拠点をつくってレタスをどんどん出そうという話をしているのですが、人手不足で、例えばベトナムに出ていくのであればベトナムの人に川上村に来てもらって、何カ月かやってもらって生産ノウハウを習得してもらって、現地で生産するというふうにやろうとしているのだけれども、戦略特区でもない限りなかなか外国人雇用について進められない。戦略特区に新たに指定されるというのは大変なことなので、なかなかとりつく島がないということで悩んでいらっしゃる農業者がいる。そういうことについてどういう場で、農業ワーキング・グループの話題がいいのか、別の特区の話なのか微妙なところなのですが、そういう問題というのは根本的な問題として、特に一生懸命やろうとしている農業地帯であればあるほど、大きな要望だと思いますので、私の立場から提案すると変なのかもしれませんが、ぜひ皆様方の御意見を伺いたいということでございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、関連でいかがですか。

○本間専門委員 今、大臣政務官がおっしゃられたところは、国家戦略特区でまさに議論をしているところでありまして、私は国家戦略特区のワーキング委員もやっておりますので、まさにそこは農水省、法務省、厚労省とバトルをやりながら進めているところであります。必ずしも特区に指定されたところだけではなくて、いろいろな地域から別々に要求が上がってきたりしていますので、特に外国人農業労働者の担い手活用ということで、単純労働で入ってくることは認めませんけれども、農業の専門家という形で海外の労働者とコラボするという形の展開で、何とかあけていこうという方向に今、動いています。

もう一つ、ここでは直接はお話が出てきていなかったのですが、農地法の問題で農地にコンクリートを張った植物工場などは転用をしなければいけないわけです。そこもコンクリートを張っても後で現状復帰して、コンクリートなんてすぐ壊せるわけだし、そういうことでコンクリートを張ったらだめよということではなくて、そこは農地として利用する限りは、農業生産を行う限りは、その面積は農地だろうという議論もやっています。

指定された特区でない、ということだけではなくて、個別の要求事項もいろいろなところから上がってきていますので、そういうものは強ければ強いほど、まずは特区でやって、それを全国展開していくということになりますので、委員の皆さん方のところでもそういう御要望がありましたら、ぜひここと特区と両面で 이슈 を上げてきていただければ

ばと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

今、人材という観点からの問題提起でいらっしゃいましたので、これもこのワーキングで取り上げていくのがいいのか、あるいは特区と連携をするのがいいのか、それとも規制改革会議の中に雇用というワーキング・グループもあるので雇用でいくのがいいのか、私は未来投資会議の人材担当兼農業も担当していますので、向こうの会議でも取り上げて、連携して取り上げていくのがいいのか、また議長とも相談をさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

(農林水産省入室)

○金丸座長 お忙しい中、農水省の皆様、当会議に御出席賜りましてありがとうございます。

議題2は、農業競争力強化支援法案（仮称）等の骨子についてでございます。昨年秋まで当ワーキングにおきまして委員、専門委員の皆様と生産資材価格の引下げや生産者に有利な流通加工構造に関する改革の議論を行ってまいりました。その内容も踏まえて11月にまとめられた農業競争力強化プログラムにおいて、生産資材、流通加工に関する改革を推進するための法整備を進めることとされておりました。これに関連して、今般、今国会に提出を予定している新しい法律案や法律の廃止等の検討が進められておりますので、それらの骨子につきまして農林水産省からお話をお伺いします。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○山口総括審議官 農林水産省の総括審議官の山口でございます。

私から農業競争力強化支援法案の骨子以下、3本の法律について御説明したいと思いません。

まず資料2-1をごらんください。農業競争力強化支援法案でございますが、本法案の趣旨でございます。農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革の推進、これらについては中間管理機構の創設を初め、担い手の育成等々を進めてきたわけでございますが、これとあわせまして良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要でございます。このため、本法案では国の責務、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。こういった趣旨、目的で法律をつくらせていただいております。

なお、農産物流通等の「等」の中には加工が入っております。流通加工ということでございます。

「Ⅱ 法律案の概要」に移ります。まず国の責務等でございます。国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するために、国内外における農業資材や農産物流通等の

状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、及びこれを着実に実施する責務を有するという規定を設けたいと思っております。

続きまして、関係行政機関の連携協力ということでございまして、関係行政機関は、これらの施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するということを書いてございます。

「2 国が講ずべき施策」でございまして。この法律につきましても、今、金丸座長からも御案内がございましたように、農業競争力強化プログラムを昨年取りまとめておりまして、そこに盛り込まれておりました内容を、項目の1番目と2番目、資材価格の引下げと流通加工構造の改革のところ、ここの部分を踏まえまして、この法律の中に整理して規定をしているものでございます。

まず「(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する施策」でございまして。

農業資材事業に係る事業環境の整備ということでございまして、農業資材に係る規制の見直しについては肥料や農薬等、いろいろ規制がございまして、こういったものについての見直しを図っていくということでございます。

イは農業資材に係る開発の促進ということでございまして。これは農業機械などの農業資材につきましては、開発目標を定めまして、農業者のニーズに沿った開発を進めていくことを考えております。

ウでございまして、少量多品種な生産資材の銘柄集約のための地方公共団体等の基準の見直しと書いてございます。これは肥料が典型でございまして、いわゆる施肥基準というものを都道府県ごとに定めておりまして、これがかなりな数があるということで、銘柄集約のためには、そういった基準の見直しも一緒に進めていく必要があるということでございます。

エは種子その他の種苗に係る民間事業者による生産及び供給等の促進でございまして、種子については世界的にも戦略物資としての位置づけがなされておりますので、こういったものを民間事業者によって生産供給が拡大していくよう、そういった趣旨を入れております。

②は農業資材事業に係る事業再編または事業参入の促進というところでございまして。この農業資材事業者がみずからの意思で取り組む事業再編または事業参入を促進して、自発的かつ継続的に新たな取り組みの創出につながるよう、支援を行いたいと思っております。

③は農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化ということでございまして。ここはいわゆる農業資材の価格等を見える化するによりまして、農業者、農業団体が農業資材の調達等に必要な情報が円滑に入るようにすることを施策として講じることを考えております。

「(2) 農産物流通等の合理化に関する施策」でございまして。ここについては農業資材と同様の規定を入れておりますけれども、まず①としましては事業環境の整備ということ

で、農産物流通等に係る規制の見直しを行っていくということ、また、農産物流通等に係る規格の見直しということですが、いわゆる流通規格というものがございます。民間団体等で定めているものもあるのですが、サイズが団体によって違ったり、規格が非常に細かくなっておりまして、選別するのに手間がかかったりといったような問題もございますので、そういったものを見直しをしていきたいということでございます。

ウが農産物流通等の効率化に資する情報通信技術その他の技術の活用促進ということでございます。流通の問題については、今、ICT技術がいろいろ発達しておりますので、それに従って流通の合理化を図っていくこと、また、パレット化等による効率化を図っていく。こういったことを考えているところでございます。

②につきましても農業資材と同様に、農産物流通等事業者がみずからの意思で取り組む事業再編または事業参入を促進したいと思っております。

③でございます。農産物については多様な流通ルートを確立するという観点から、農業者による直接販売の促進を進めていきたい。これは手取りのアップにもなるということでございますので、こういったことを図っていききたいと思っております。

④でございますが、ここにつきましても先ほどの資材と同様、見える化の話でございますが、こちらについては農産物の出荷先ごとの手数料や価格がどのくらいになるかといった情報が入手しやすくしようということでございます。

⑤でございます。品質等についての適切な評価と書いております。農産物の取引や消費者にとっては、農産物の品質等の特性が重要でございます。GI、すなわち地理的表示やJAS規格といったものも使いながら、適切な評価をしていくことを考えております。

次のページをごらんください。「(3) 調査及び施策の検討」でございます。この部分については、施策のPDCAサイクルを回すことを規定しているものでございまして、まず①のところでございますが、おおむね5年ごとに資材及び流通等の状況に関する調査を行いまして、これは国内外の状況を調査したいと思っておりますが、これらの結果を公表することにしております。

②は、そういった調査の結果も踏まえまして、資材の供給、流通等の合理化を実現するための施策のあり方について検討を加えまして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという規定でございます。こういった形で5年に一度はPDCAサイクルを回していこうということでございますが、一番下のところ「Ⅲ 施行期日等」の2をごらんください。最初の調査につきましては、法律の施行の日からおおむね1年以内に行いたいと思っております。また、それを踏まえた最初の施策の検討は、法律の施行の日からおおむね2年以内に行うことを考えているところでございます。

戻っていただきまして「3 事業再編又は事業参入を促進するための措置」でございます。

まず(1)でございますが、主務大臣であります農林水産大臣と農業生産関連事業を所管する大臣が、事業再編または事業参入の促進の実施に関する指針を定めることとしてお

ります。その上で事業再編または事業参入の対象となる農業生産関連事業を行う者は、(2)にございますように計画を作成いたしまして、主務大臣の認定を受けることができることといたします。

計画認定を受けた事業者に対しましては、(3)にございますような支援措置、これは株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資等の特例、また、株式会社日本政策金融公庫による融資等の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の特例が受けられることとなっております。

また、この法律の外にはなりませんけれども、租税特別措置法に基づきまして事業再編を行った場合における登録免許税や法人税の軽減が受けられるような措置もあわせて講じているところでございます。

最後が施行期日でございます。公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日ということにしております。この法律自体は、いわゆる奨励的な法律、支援法でございますので、準備が整い次第、施行したいと考えているところでございます。

続きまして、資料2-2をごらんいただきたいと思います。農業機械化促進法を廃止する等の法律案の骨子でございます。

趣旨のところでございますように、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点から、農業機械について、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するものであります。

概要につきましては、次のページをごらんください。背景のところでございますように、農業機械化促進法は、昭和28年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導しまして、一定水準以上の農業機械の開発・導入を進める必要があるとの観点から制定されたものでございます。

当時はくわ、すき、鎌などの農機具を使って農作業を行ってございましたけれども、これらの作業の機械化を図っていかうというのがこの法律ができた趣旨でございます。

法律の中身としましては2つ大きな柱がございまして、①が型式検査制度でございます。いわゆる不良品がないかどうか、性能がカタログに合ったものになっているかどうか、こういったものを検査しておったわけでございますが、現在は農業機械の製造技術が向上しております、型式チェックの必要性が低下しております。型式検査はメーカー側からの依頼を受けて行う検査という扱いになっておりまして、近年では安全キャビン・フレームの検査実績ぐらいしかないというのが現状でございます。

②でございますが、高性能農業機械の開発・導入制度というものが規定されております。高性能農業機械を導入するに当たっての基本方針や計画の策定といったものが法律で位置づけられておりますけれども、これらにつきましても国・県を始め、民間企業も含めて機械の開発等については今、かなり精力的に行われておりますので、この制度の必要性が薄れていると考えております。

そういった観点で、農業機械化促進法自体を廃止ということにしたいと思っております。

ただし、現在安全キャビン・フレームの検査等の実績がございますので、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法を改正いたしまして、略して農研機構と言っておりますが、この農研機構が農業機械の開発・安全性の検査を実施できる規定を追加したいと考えております。

続きまして、資料2-3でございます。主要農作物種子法を廃止する法律案の骨子でございます。これにつきましても2枚目をごらんいただきたいと思います。主要農作物といえますのは、稲、麦、大豆のことでございます。これらについて昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景にいたしまして、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進めるという観点から制定されたものでございます。

当時の状況から言いますと、品種開発、品種改良につきましては、国が主導的に行っていたところがございます。都道府県もだんだんとやり始めたところがございますけれども、まず国がつくった種子を都道府県で増殖、ふやしていく。これは地域によって適合する種子が違いますので、都道府県で審査をしまして、自分の県に合うものを選んで、それをふやしていこうということでございます。

この法律の中では種子をふやす圃場を指定していくということと、都道府県自身は種もみになる前の段階の原種及び原原種の生産を行っていくことが規定されている法律でございます。そうやって選ばれた種もみのことを奨励品種として、農家の方々にこれをつくってくださいという奨励をしてきたものでございます。

そういった状況がございましたが、現状におきましては種子生産者の技術水準が向上しておりまして、種子の品質自体は非常に安定しているということでございます。一方で戦略物資としての種子の位置づけというのは近年高まっているところでございまして、多様なニーズに対応して、民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要が出てきているわけでございます。しかしながら、都道府県と民間企業の競争条件が対等になっていないということが、この下の円グラフでおわかりいただけるかと思っております。左側のグラフは稲の普及品種ですが、民間企業も開発を行っております。ところが、稲の奨励品種として見ますと、これは県がほとんどでございまして、国が若干ございますけれども、民間企業の種子というものが対象になっていないところでございまして、都道府県の体制については、もう少し民間企業に対しての配慮というものが需要ではないかということで、今回この法律自体は廃止とさせていただきたいと思っております。

以上が3本の法案の内容でございます。よろしく申し上げます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございます。

2-2と2-3の廃止のところは結構だと思うのですが、2-1の「2 国が講ずべき

施策」の（３）です。調査及び施策の検討ということで、政府はおおむね５年ごとに調査を行い、かつ、５年ごとに施策のあり方について検討するとなっています。５年というのはちょっと長過ぎやしませんか。これだけさまざまな流通問題あるいは生産資材の展開というのが急速に行われている中で、いかにも５年というのは長すぎて、有益な調査を行い、その後、施策ということで対応できるのかどうか不安なのです。ですから５年という数値が出てきた背景とといいますか、理由とといいますか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○山口総括審議官 国の施策の検討、見直しにつきましては、従来の法制度においても検討見直し条項では、おおむね５年と書いているものが多いでございます。また、食料・農業・農村基本計画の見直しも、基本法の中でおおむね５年ごとになっておりますので、施策全体について、大規模な調査をして見直しをするというのは、５年ぐらいのタームでやるのが適当ではないかと考えております。一方で個々の施策の検証なり見直しに関しましては、これは毎年度、当省で言えば白書も出しておりますし、いろいろな見直し、フォローアップの機会はあるかと思っておりますので、そういった形では個々の施策ごとの見直しはやっていきたいと考えております。

○本間専門委員 そこはフレームとして５年というものがあるということで、そういう方針なのだろうなと思っておりますけれども、これだけこの場でも議論になりましたし、関心も高いところですし、体質強化ということについてはどんどん進めていかなければならない喫緊の課題ですので、フレームとしては５年ということを設定されても、言われたように年々調査あるいは見直しについては積極的に不断の見直し、それから、改革とといいますか、変更とといいますか、そういうものを念頭に置きながら進めていっていただきたいと思っております。

○金丸座長 調査と施策の検討を分ければいいのではないですか。要するに調査の公表を求めているのは全国の農業者の皆様でしょうから、資材の調査については毎日のように仕事を調査チームがやっていて、銀行の調査部なんてそうですよね。毎日いろいろなものを調査していて、それを情報の受け手に公表するというか、知らせる。それは仕事で、政策とか法律の改定はある一定期間ごとでいいのかもしれませんが、調査は日々やられるようなものではないのですか。どうぞ。

○山口総括審議官 今、御指摘がございましたように、調査の問題でございますけれども、ここで言う調査は国内外と書いてございますように、かなり大がかりな調査をやりたいと思っております。海外の状況も含めて、資材の問題と流通加工の問題の全般にわたる調査ということを考えておりますが、金丸座長からもお話がございました、いわゆる価格等の調査に関しましては、これとは別に、先ほど御説明した資料で言いますと、２（１）③の農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化というところがございます。また、流通加工のほうですと（２）④の農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化というものがございまして、ここの部分は、毎年価格等についての調査を国も入ってやっていくことにした

いと思っておりますので、そういった点では農家に対しては情報が毎年出ていくような形をとりたいと思っております。

○金丸座長 違いがよくわからなかったのですけれども、大がかりというのはどのような、日々の調査と大がかりにやるときというのは、何がどう違うのですか。

○山口総括審議官 全数というわけにはいかないのですけれども、毎年価格等の調査結果が蓄積されていく中で、どういった価格の構造にあるかとか、流通等の実態にあるかとか、そういったことまで含めた調査ができればと思っておりますし、外国の事情について調査をかけようとなると、かなり時間もかかりますし、資材の内容等がなかなか同じものがないとか、表記の仕方からまず違うとかいろいろございます。今回、韓国だけはやらせていただきましたけれども、ほかの国もという要望も承っておりましたが、なかなかこれは比較できるものが即座にでないという状況でもございました。欧米との比較をしてくれという声もございましたので、そういったものも含めてやりたいと思います。

○金丸座長 多分この調査は、定点観測の場所なりアイテムをまず決めて、それが大がかりに誰かがどっど行って調べてくるというよりも、ネットワーキングというか、そういう仕組みをつくり上げるのが賢いやり方ではないかと思うのです。

資材流通に関しては、海外の数字もなかなか手に入らなくて、だから日ごろそういう発想がなかったのではないかというのは言い過ぎかもしれませんが、でも今回初めて海外比較をやってみようということで、お隣の一番話題に上ったのは韓国で、でも韓国の調査情報も数字が違うとか、比較にはならないという言い分がそれぞれあって、なかなか議論が収れんできなかつたと記憶しているのです。そうするとまず農水省が構築しなければいけないのは、客観的な定点観測地点とか、あるいは調査のやり方をどうするかというのをまず設計するのが第1で、それさえできてしまえば、そのルートを通じて変化に対応できるスピーディーな情報調査というのはなされるのではないかと。

それさえあればファクトデータの公表は5年ごとでは困るわけで、情報の受け手は最大5年前の情報をを当てにして意思決定をしているとすれば、それはいろいろな意思決定のクオリティーが落ちたりする影響もあるので、そこは何か考えてほしいと思います。藤田専門委員の御意見も聞いてみたいと思います。

○藤田専門委員 今、比較がいろいろ違うとかいう話がありますけれども、私は根本的な部分、例えば単味肥料であったり、そういうものの比較がまず必要だし、形状がどうかという話をしていくと、それだから比較できないというほうではなくて、比較するためにはどこを見るかが必要だと思っております。

基本的に例えば県でいろいろな基準があるとか、いろいろ言われていますけれども、そこはそんなに必要ないのです。はっきり言えば。窒素がどのぐらい幾らなのかとか、その中からどう判断していくかというのは農業者がすべきで、余りにも全部やってしまうのもおかしな話だというのが1つと、今、例えば全農が肥料の販売の70%を持っている中で、工場が小さいからとか、今、言ったいろいろな条件で高い状態だということ

で、それをどう変えていけるのか。変えていくためのプログラムはどうなっていくのか。できればそういうものを出していただきながら、至急にそれを改定して行ってほしい。なぜ韓国より高いのか疑問なのです。

○金丸座長 では、お願いします。

○山口総括審議官 まず先ほど座長からお話がありましたような定点観測をしていくという観点、こういったことは確かに重要だと思いますし、調査方法がまさにある程度わかれば、それは調査できる部分もあるのですが、まずそこに関して、どこまで民間の事業者の方々の協力が得られるかとか、そういったことも含めますと、それほど頻繁に調査できるものかということとはございます。そういった点も勘案しまして、法律上は5年に1回程度でやらせていただいて、すぐに調査できるものについては頻度を上げて公表していくようなことも考えていきたいと思っております。ただ、法律上の調査につきましては、まさに②の施策の検討の前提条件としてやらせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

藤田委員から御指摘のございました、どこを比較するかとか、何の資材を対象に調査をするかという観点につきましては、これは5年のというよりも、毎年実施しようと思っております見える化のほう、調達等に必要な情報の入手に関して、頻繁にやるほうについては担い手の皆様方の御意見等も踏まえながら、どこまでできるか検討していきたいと思っております。

あと、全農の改革につきましては、この法律では直接対象にはしておりません。農業競争力強化プログラムの記述にもございましたように、全農については自己改革という形で改革を行っていただくというスタンスに立っておりますので、この法律の中で直接全農改革について触れているということはないということでございます。

○金丸座長 野坂委員、お願いします。

○野坂委員 生産資材や流通等の業界再編に関する支援策というものが規定されておりますが、今どのような業界を想定していらっしゃるのか。そして、具体的に把握している再編の案件だったり、業界のニーズ等はあるのかどうかという状況についてお伺いしたいと思っております。

○山口総括審議官 業界再編の必要性につきましては、これはこの会議でも御説明させていただきましたように、業者の数が大変多い業界もございます。また、工場の稼働率が低いといったものもございます。一方で寡占化が進んでおまして、なかなかシェアが固定して新しい企業が参入できないという業界もございます。そういった業界ごとにそれぞれどういった形での再編が望ましいかということについては、考えていただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、自発的に業界再編をしていただくということに対する支援ツールとしてこの法律を使っていたきたいと思っておりますので、そのような形での取扱いと考えています。具体的にどの業界がといいますと、資材業界というのはある意味、限

られておりました、農薬、肥料、農業機械、飼料、あとは段ボールとかハウス用の資材メーカーなどございますし、流通加工で言いますといわゆる卸売業者、この中には卸売市場の業者もいらっしゃいますが、そういったものと、あと小売店、量販店等の販売業者、また、加工業者では製粉とか、そういったところが対象になるかと思っておりますが、国のほうで幾らにするとか、どういう再編を進めるということは、直接的には強制できるものではないと考えておりますので、そこはこの法律をつくって業界の中でこういった自主的な取り組みが盛り上がることを期待しているということでございます。

○野坂委員 これまでの農水省の方から聞いてきたお話の中で、特に肥料メーカーは業者数が非常に多くて、生産性が低いとお伺いしていたかと思うのですが、零細肥料メーカーというのはたしか2,000程度あったと思うのですが、そこにメスを入れていくというか、そこが自主的な業界再編が可能であると思われませんか。

○枝元生産局長 生産局でございます。

肥料のほうは3,000ぐらいメーカーがあるのですが、いわゆる化成肥料というものをつくっているところは200で、多くのものがいわゆる汚泥肥料だとか、そういう肥料になっておりますので、そこは肥料のメーカーでも違いがございます。汚泥とか何とかというのは、例えば地方公共団体の下水道だとかそういうところとの兼ね合いだとかありますので、今、我々のまず生産性を上げていかなければいけないと思っているのは化成肥料メーカーです。そこが1つ優先度合いが高いのだろうと考えております。

○金丸座長 ありがとうございます。

時間がまいりましたので、本日は以上とさせていただきたいと存じます。農林水産省の皆様、御出席ありがとうございました。本法案につきましては、農業の競争力強化、生産者の所得向上に向け重要な法案ですので、当ワーキングとしても今後も引き続き動向を注視していきたいと考えております。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の農業ワーキング・グループの日程につきましては、後日、事務局から御連絡差し上げます。

以上です。

○金丸座長 それでは、これで会議を終了いたします。

委員、専門委員の皆様は、事務的な連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。